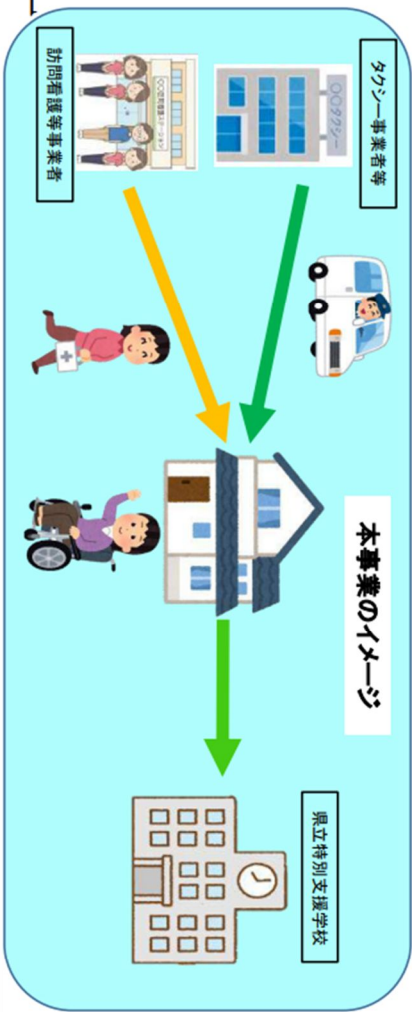


広島県立特別支援学校における医療的ケア児への通学支援リーフレット

○ 本事業の概要

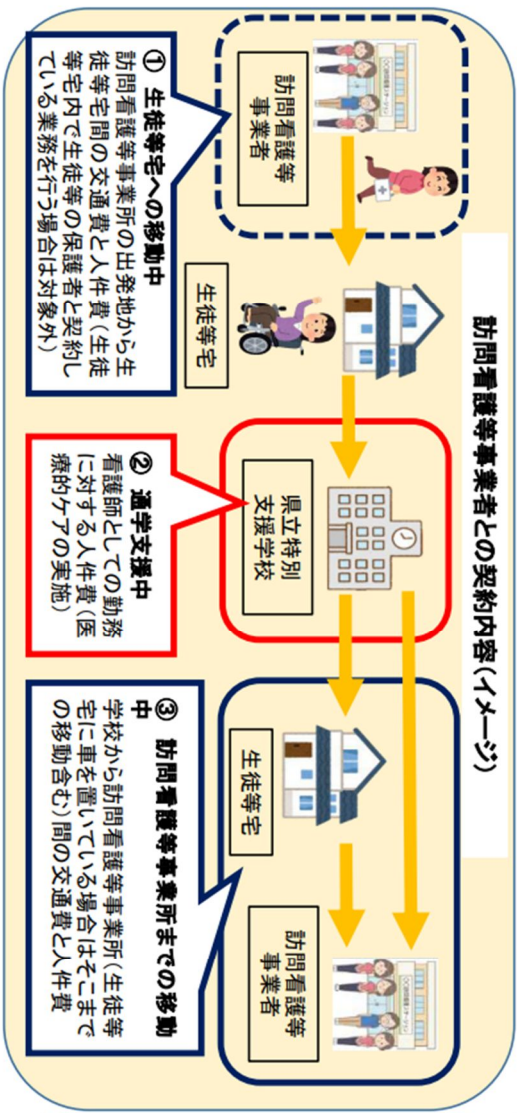
県立特別支援学校の幼児児童生徒のうち、医療的ケアを理由にスクールバスが利用できず、保護者送迎により通学している生徒等について、自宅と学校間の通学(登下校)を、タクシー事業者等及び訪問看護等事業者から派遣された看護師によって支援する事業。



○ 手続の流れ

- ① 学校から保護者への説明
- ② 訪問看護等事業者への協力依頼
- ③ 主治医への依頼(医療的ケア指事項書の作成)
- ④ 書類の提出
- ⑤ 県教委による審査
- ⑥ タクシー事業者等との契約
- ⑦ 訪問看護等事業者との契約
- ⑧ 事前連携
- ⑨ 通学支援の開始

訪問看護等事業者との契約内容(イメージ)



○ 通学中に実施する医療的ケア

- 通学中に実施が必要で、学校で実施している医療的ケアと同程度の医療的ケア
- ・ 口腔鼻腔内の吸引
 - ・ 気管カニューレ内の吸引
 - ・ 気管切開部の衛生管理
 - ・ 酸素療法
 - ・ その他、県教委が承認した医療的ケア等

○ 看護師の主な業務内容

- ・ 医療的ケア児の体調確認
- ・ 保護者、学校職員との引継
- ・ 医療的ケアに係る物品の確認(登校:保護者、下校:担任)
- ・ 通学中の医療的ケア、介助等の実施
- ・ 緊急時の保護者連絡、救急車の手配